

## 中央公園（旧広島市民球場跡地を含む）における イベント利用の促進について

### 1 背景

- (1) 中央公園は、都心部の貴重な大規模オープンスペースであり、これまでも様々なイベントに利用されてきました。  
なかでも旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）については、平成25年春の「ひろしま菓子博2013」の成功により、集客力のあるイベント会場としてのポテンシャルが実証され、その活用について、市民の期待が高まっており、民間企業からも多数のイベント開催の要望が寄せられています。
- (2) 球場跡地については、平成25年3月に策定した活用方策を踏まえ、市民のコンセンサスを得ながら、その活用に取り組むことにしていますが、本格的な施設整備までには、一定の期間を要する見込みです。
- (3) こうした状況を踏まえ、民間活力を導入したイベント開催による都心部でのにぎわいづくりを促進するため、平成25年9月以降、同跡地を含む中央公園について、イベント開催に関する公園使用の許可要件を見直すことにしました。

### 2 見直しの内容

- (1) 中央公園内でのイベント利用については、これまで国・県・市等の公共団体、又は町内会・NPO法人等の公共的団体に対してしか認めていませんでしたが、今後は、イベントに対する公共団体の後援又は協賛等があれば、民間企業主催のものであっても使用を許可することにします。
- (2) 特に物販中心のイベントについては、これまで公共団体が主催又は共催（実行委員会に参加するものも含め）するイベントしか認めていませんでしたが<sup>※</sup>、今後は公共団体の後援又は協賛等があれば、公共的団体や民間企業が主催する物販中心のイベントについても許可することにします。

#### ※ 公共団体が主催又は共催するイベント事例

- 「広島フードフェスティバル」（広島市が実行委員会に参加）、
- 「島根県ふるさとフェア」（島根県及び同県内の市町村で実行委員会を組織）

主催団体	一般のイベント	特に物販を中心とするイベント
公共団体	○	○ 現行どおり ※
公共的団体	○	× ⇒ ○（公共団体の後援・協賛等が条件）
民間企業		× ⇒ ○（公共団体の後援・協賛等が条件）

### 3 球場跡地における特例措置

さらに球場跡地については、中央公園のなかでも特に交通利便性が高く、イベントが誘致し易い立地条件にあることから、本格的な施設整備までの間、民間企業主催の物販中心のイベントを含め公園使用料を全額減免とし、同跡地でのイベント利用を促進します。

### 4 留意事項

プロ歌手の興業等公共団体の後援等が得られないイベント、イベントでの収益が開催経費を大きく上回るようなイベント、概ね1か月を超えるような長期のイベントについては、使用を許可することはできません。